

個人情報保護規定

東池袋レディースクリニック

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、個人情報（次条において定義する。）が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることから、東池袋レディースクリニック（以下「クリニック」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、クリニックの事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 本規定は、当院の従業者（次条において定義する。）全ての者に適用され、当院の従業者は、本規定に従い、個人情報を保護する義務を負う。

(定義)

第2条 本規定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

① 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

② 個人情報データベース等

特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。

③ 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

④ 保有個人データ

クリニックが開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの、6ヶ月以内に消去する（更新することは除く）ものは除く。

⑤ 本人

個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

⑥ 従業者

主として、クリニックの指揮命令を受けてクリニックの業務に従事する者をいうが、当クリニック職員、派遣職員、委託外注職員および当クリニック関係者を含むものとする。

第2章 個人情報の利用目的

(利用目的の特定)

第3条 クリニックは、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定するものとする。

- 2 クリニックは、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
- 3 クリニックは、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は、公表するものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第4条 クリニックは、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 クリニックは、合併その他の事由により他の法人、診療所等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ない限り、継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで、前2条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱うことができるものとする。
 - ① 法令に基づく場合。
 - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 クリニックは、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得

(取得の制限)

第5条 クリニックは、個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により取得し

ないものとする。

- 2 クリニックは、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、診療に必要な限り、取得しないものとする。
- 3 クリニックは、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ① 本人の同意があるとき、または、同意があると考えられるとき。
 - ② 法令等の規定に基づくとき。
 - ③ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要と認められるとき。
 - ④ 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができず、又は、取得が困難であるとき。
 - ⑤ 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ない、又は、目的達成が困難であると認められるとき。
- 4 クリニックは、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第6条 クリニックは、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は、公表するものとする。
- 2 クリニックは、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合には、この限りでない。
 - 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
 - ① 利用目的を本人に通知し、又は、公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 - ② 利用目的を本人に通知し、又は、公表することによりクリニックの権利又は正当な利益を害するおそれがある場合。
 - ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は、公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

第7条 クリニックは、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つように努めるものとする。

- 2 クリニックは、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。
- 3 クリニックは、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 クリニックは、個人情報取扱いの全部又は一部をクリニック以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第8条 クリニックは、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- ① 法令に基づく場合。
 - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 クリニックは、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は、本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- ① 第三者への提供を利用目的とすること。
 - ② 第三者に提供される個人データの項目。
 - ③ 第三者への提供の手段又は方法。
 - ④ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第1項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- ① クリニックが利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの

全部又は一部を委託する場合。

- ② 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合。
 - ③ 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 4 クリニックは、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除、利用停止等

(保有個人データの開示)

第9条 クリニックは、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、その開示(当該本人が識別される個人情報保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 - ② クリニックの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 - ③ 他の法令に違反することとなる場合。
- 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
- 3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除)

第10条 クリニックは、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下、本条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

- 2 クリニックは、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通

知するものとする。

(保有個人データの利用停止等)

- 第11条 クリニックは、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第4条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第5条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下、本条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 2 クリニックは、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第8条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 クリニックは、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

第7章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

- 第12条 クリニックは、個人情報保護管理者を定め、個人情報保護管理者は、クリニックにおける個人情報の適正管理に必要な措置を行うものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、院長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、院長の事前の同意の下、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する従業者に委任することができる。

(苦情対応)

第13条 クリニックは、苦情対応責任者を定め、苦情対応責任者は、クリニックにおける個人情報の取扱いに関する苦情（以下、「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応責任者は、院長の事前の同意の下、苦情対応の業務を従業者に委任することができる。その場合は、あらかじめ従業者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

（従業者の義務）

第14条 クリニックの従業者は、本規程を遵守する義務を負う。

2 クリニックの従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を直ちに個人情報保護管理者に報告するものとする。

4 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には直ちに院長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

附 則

本規定は、平成23年8月1日から施行する。